



身内の介護や、ご高齢で今の生活に不安を感じている方へ。
介護のことならなんでもご相談下さい。

生活援助

お部屋やお風呂、トイレの掃除
買い物や調理
お洗濯や布団干し
衣類の整理など...

身体介護

清拭などの介助
入浴介助
歩行介助
排泄の介助など...

相談・助言

生活、身上、介護に関する相談・助言
住宅改良に関する相談・助言
その他、必要な相談・助言



住み慣れた自宅で安心して
暮らせるように私たちみゆき苑の
専門スタッフが支えます



ご利用料金

指定居宅介護の利用者の負担額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法廷代理受領サービスのときは、計算上の額が利用者負担額となります。

※平常の時間帯（午前8時～午後5時）の基本利用料金 令和6年4月1日現在

| サービス内容 | サービスに要する時間 | 単位数 |
|-----------|----------------|-------------------|
| 身体介護 | 20分未満 | 163 単位 |
| | 20分以上30分未満 | 244 単位 |
| | 30分以上1時間未満 | 387 単位 |
| | 1時間以上1時間30分未満 | 567 単位 |
| 身体介護+生活援助 | 生活援助20分以上45分未満 | 身体(244)+65=309単位 |
| | 生活援助45分以上70分未満 | 身体(244)+130=374単位 |
| | 生活援助70分以上 | 身体(244)+195=439単位 |
| 生活援助 | 20分以上45分未満 | 179 単位 |
| | 45分以上 | 220 単位 |

介護処遇改善加算 I (加算率=総単位数 × 13.7% 1ヵ月)

介護処遇特定加算 II (加算率=総単位数 × 4.2% 1ヵ月)

ベースアップ加算等加算(加算率=総単位数2.4% 1ヵ月)

※加算について: 現在の加算合計20.3%⇒6月より1本化となり割合22.4%となります。
「介護職員等処遇改善加算 II」に改定 割合: 22.4%

所得に応じて2割負担、3割負担対象の場合もあります。(上記金額は1割負担の場合です。)

※介護予防訪問介護(総合事業)の利用料金

| サービス内容 | サービスに要する時間 | 種類 | 単位 |
|-------------------------|--------------------|--------------|--------|
| 総合事業の指定を受けた事業所が提供するサービス | 標準的サービス | 訪問型独自型サービス2 | 1回/287 |
| | 生活援助が中心で20分以上45分未満 | 訪問型独自型サービス22 | 1回/179 |
| | 生活援助中心で45分以上 | 訪問型独自型サービス23 | 1回/220 |

※上記料金は、1割負担の場合でです。

(月あたりの上限3,727単位)

所得に応じて2割負担、3割負担対象の場合もあります。(上記金額は1割負担の場合です。)

ご利用条件

- 65歳以上の方
家事を含む日常生活の支援や寝たきり・認知症などで介護の必要な方
- 40歳～64歳の人
加齢に起因する疾病(特定疾病)で要支援・要介護状態になった方

個人情報への取り組み

当事業所は福祉サービスを安心してご利用いただく為に個人情報を保護・管理致します

お問い合わせ

社会福祉法人 豊生会
総合福祉施設 みゆき苑
訪問介護支援事業所
TEL 43-8111
FAX 43-1621

担当: 羽坂・吉永まで

ホームページアドレス : <http://www.h-miyukien.info/>

